

和議第127号 平成22年12月17日 原案可決  
参議院選挙制度に関する意見書(案)

参議院選挙制度については、平成21年9月に出された、平成19年参議院議員選挙に関する最高裁判所の判決において、4.86倍の最大較差が合憲とされたものの、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」とされ、投票価値の平等が重要視されている。

また、本年11月に出された、平成22年参議院議員選挙に関する東京高等裁判所の判決においては、「本件選挙の時点において、本件定数配分規定に基づく選挙区間の有権者数の最大較差が4.99ないし5.00であった状態は、国会の裁量権の限界を超えたものというべきであり、既に本件定数配分規定が違憲の瑕疵を帯びていたと判断せざるを得ない」とされており、定数配分規定について違憲と判断されたところである。

こうした判決を踏まえ、参議院においては、本年10月、平成25年の通常選挙に向け、「選挙制度の改革に関する検討会」を発足させることを決定している。

また、一部の政党においても、参議院選挙制度の改革について具体的に検討がなされているところである。こうした議論においては、定数較差の是正が最大の課題となっているが、国会には様々な地域から様々な人々の声が届く必要があり、幅広い国民の意見が届く仕組みという観点も選挙制度を見直すうえで大変重要である。

よって、今後、国において、選挙制度の改革案を検討される際には、定数較差の是正の観点のみならず、幅広い国民の意見の反映という観点も含め総合的に検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

様

和歌山県議会議長 谷 洋一

(提出者)

向井 嘉久藏

松本 貞次

雑賀 光夫

角田 秀樹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣